

# 輸出物品販売場制度の改正について

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第141号）等により、輸出物品販売場制度について、主に次の1から3の改正が行われました。

なお、これらの改正は、平成26年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等について適用されます。

輸出物品販売場制度とは輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者（注）が、外国人旅行者などの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

（注）輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。

## 1. 免税対象物品の範囲の拡大

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品については、これまで、輸出物品販売場における免税販売の対象外とされてきましたが、その非居住者に対する同一店舗における1日の販売額の合計が5千円超50万円までの範囲内の消耗品について、一定の方法で販売する場合に限り免税販売の対象とされました。

## 2. 輸出物品販売場を経営する事業者が保存すべき書類の追加

同一の輸出物品販売場において、その非居住者に対して1日に販売する一般物品（消耗品以外の通常生活の用に供する物品をいいます。）の額が100万円を超える場合には、その非居住者の旅券等の写しを、輸出物品販売場を経営する事業者の納税地又は販売場の所在地に保存しなければならないこととされました。

## 3. 購入記録票等の様式の弾力化及び記載事項の簡素化

免税販売に当たっては、輸出物品販売場を経営する事業者は、「購入記録票（免税物品の購入の事実を記載した書類）を作成して非居住者の旅券等に貼付けて割印することとされており、非居住者は「購入者誓約書（免税物品を購入後において輸出する旨を誓約する書類）」を当該事業者に提出することとされています。

この購入記録票及び購入者誓約書については、これまで法令に様式が定められていましたが、特定の様式ではなく、法令に定められた事項が記載された書類であればよいこととされました。